

(仮称) 門真市工場立地法準則条例制定に向けた考え方

1. 条例制定の目的

工場立地法の緑地面積率等に関して、国の準則に代わって適用される門真市の準則を条例により定めるものです。

2. 工場立地法の概要

○目的

工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的に、一定規模以上の工場（以下「特定工場」という。）が設置すべき緑地及び環境施設等について定めている法律です。（昭和49年6月28日施行）

○対象となる工場（特定工場）

業種：製造業及び電気・ガス・熱供給業（水力、地熱、太陽光発電所を除く。）

規模：敷地面積9,000㎡以上 又は 建築面積3,000㎡以上

○敷地面積に対する緑地面積率等（国の準則）

| 環境施設面積率 | うち緑地面積率 | 重複緑地算入率 |
|---------|---------|------------------|
| 25%以上 | 20%以上 | 敷地面積×緑地面積率×25%以内 |

- ・特定工場を**新設**する場合は上記の基準を満たす必要があります。
- ・工場立地法施行（昭和49年6月28日）以前に設置された工場（以下「**既存工場**」という。）については、直ちに緑地面積率を20%以上等にするのを要請することは厳しいため、激変緩和措置が用意されています。具体的には、生産施設の建替え・増設を行うタイミングで、その施設の面積に応じた緑地等を新たに追加設置してゆき、最終的に工場全体において、法で定める面積率に達するまで、徐々に緑地等を増やしていくことが認められています。

3. 門真市における工場立地法及び特定工場の現状

- ・門真市における特定工場は12あり、用途区域ごとの内訳は以下のとおりです。

| 工業専用 地域 | 工業地域 | 準工業地域 | 市街化調整 区域 | 都市計画 区域外 | 計 |
|------------|------|-------|-------------|-------------|----|
| 0 | 1 | 11 | 0 | 0 | 12 |

- ・現在、門真市の特定工場の平均緑地面積率は以下のとおりです。
環境施設面積率（全12工場平均）：約13.9%
うち緑地面積率（全12工場平均）：約9.8%
- ・現在、門真市においては、準工業地域及び工業地域内にある特定工場に対し、下表のとおり国の準則による緑地面積率等を適用しています。

| 区域等の区分 | 環境施設面積率 | うち緑地面積率 |
|--------------|---------|---------|
| 準工業地域にある特定工場 | 25%以上 | 20%以上 |
| 工業地域にある特定工場 | 25%以上 | 20%以上 |

4. 条例（案）の概要

（1）緑地面積率等の見直しの背景

- 法施行以降、緑地面積率等の規定は全国一律でしたが、平成9年の法改正により都道府県と政令市が、平成24年の法改正によりすべての市が国の定める範囲内において、条例により緑地面積率等を定めることが可能となりました。
- 門真市内の特定工場のほとんどは既存工場であり、立地後継続して再投資（生産施設の建替え・増設）を進めた結果、さらなる再投資に必要な緑地等を敷地内で確保することが困難な状況にあります。特に新型コロナウイルス感染拡大の影響により、企業ではサプライチェーンの見直しによる生産拠点の国内回帰等の動きが見られる中、工場立地法による緑地率等の規制が足かせとなることで、市内工場への新たな投資が進まず、場合によっては市外への投資・移転等も考えられ、雇用を含めた市内経済への影響が予想されます。
- また、全国的にも緑地面積率等の引下げが進んでおり、令和元年度末現在、約26%の市町村（459市町村）が工場立地法に基づく準則条例を制定済みです。大阪府内においても、7市町が準則条例を制定しています。

（参考）準則条例を定めている大阪府内市町の状況

| 市町 | 環境施設面積率 | うち緑地面積率 | 重複緑地算入率 | 区域 |
|------------|---------|---------|---------|-------------------------------|
| 門真市 （案） | 15%以上 | 10%以上 | 50%以内 | 準工業地域 |
| | 10%以上 | 5%以上 | | 工業地域 |
| 大阪市 | 20%以上 | 15%以上 | 25%以内 | 準工業地域 |
| | 15%以上 | 10%以上 | | 工業地域、工業専用地域 |
| 堺市 | 20%以上 | 15%以上 | 25%以内 | 準工業地域 |
| | 15%以上 | 10%以上 | | 工業地域、工業専用地域 |
| 高槻市 | 20%以上 | 15%以上 | 25%以内 | 準工業地域、市街化調整区域等 |
| | 15%以上 | 12%以上 | | 工業地域 |
| 高石市 | 15%以上 | 10%以上 | 25%以内 | 工業専用地域 |
| 河内長野市 | 20%以上 | 15%以上 | 50%以内 | 準工業地域、市街化調整区域等 |
| | 15%以上 | 10%以上 | | 工業地域 |
| 岬町 | 15%以上 | 10%以上 | 25%以内 | 工業地域、南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区計画の区域 |

| | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------------|
| 岸和田市 | 20%以上 | 15%以上 | 50%以内 | 準工業地域 |
| | 15%以上 | 10%以上 | | 工業地域、工業専用地域 |

※各市町ホームページで公表されている情報より作成

(2) 門真市の準則条例（案）の内容

現在、門真市内の特定工場は国の準則が適用されていますが、国が定める基準の範囲内で、国の準則に代えて、次のとおり緑地面積率等の基準を設定します。

| 用途地域 | 国の準則（現行） | | 門真市準則（案） | |
|----------|------------------|---------|------------------|---------|
| | 環境施設面積率 | うち緑地面積率 | 環境施設面積率 | うち緑地面積率 |
| 準工業地域等 | 25%以上 | 20%以上 | 15%以上 | 10%以上 |
| 工業地域 | 25%以上 | 20%以上 | 10%以上 | 5%以上 |
| 重複緑地の算入率 | 敷地面積×緑地面積率×25%以内 | | 敷地面積×緑地面積率×50%以内 | |

- ・今回準則条例で設定する緑地面積率等は、門真市の特定工場の平均緑地面積率等の状況も鑑み、工場立地法により設定可能な緑地面積率等（下表）の再下限とします。

（参考）工場立地法が認めている、市町村準則条例で設定可能な緑地面積率等の範囲

| 区分 | 第1種区域 | 第2種区域 | 第3種区域 | 第4種区域 |
|----------|----------------------|------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| | | 住居の用に併せて商業等の用に供されている区域 | 住居の用に併せて工業の用に供されている区域（準工業地域） | 主として工業等の用に供されている区域（工業地域、工業専用地域） |
| 環境施設面積率 | 25%超～35%以下 | 15%以上～30%以下 | 10%以上～25%未満 | 10%以上～30%以下 |
| うち緑地面積率 | 20%超～30%以下 | 10%以上～25%以下 | 5%以上～20%未満 | 5%以上～25%以下 |
| 重複緑地の算入率 | 敷地面積×緑地面積率×25%～50%以内 | | | |

5. 市内緑化協力活動に係る指針の制定

生産施設等を建替え・新設するにあたって、新たに整備しなければならない環境施設面積の算出において、条例による緩和された環境施設面積率の適用を受けようとする場合、市内緑化への協力をお願いすることとし、本条例の制定にあわせ、別途、市内緑化協力活動に係る指針の策定を予定しています。お願いする取組内容としては、次の（1）、（2）に掲げるもののうち、少なくとも1つ以上を実施するものとします。

(1) 工場等の周辺の地域における公園等の保全活動の実施

本市の区域内にあって、門真市又は大阪府が設置している公園や緑地帯等（以下「緑地等」という。）において、緑化の推進活動や維持活動（及びそれらと同時に実施する清掃活動や美化活動）を以下のア～エに掲げる条件のもと行うものとします。

ア 実施期間は1年以上とすること。

イ おおむね週1回以上実施すること。

ウ 活動は2名以上の人員で実施すること。

エ 当該緑地等の設置者及び管理者との間で、実施内容について調整を行い、その了承を得ること。

(2) 公園等緑化整備に関する寄付

本市が整備する公園等の緑化に関する整備費用への寄付をもって、市内緑化への協力を行うものとします。

本市の目指すまちの将来像の実現に向けて、本市が実施する事業を協働で取り組むことで、企業の社会への貢献（CSR）の推進等、企業としてのPR効果も期待できます。

寄付の例：

・「都市整備基金」への寄付

門真市が造成する基金のひとつで「開発行為に係る開発区域周辺の公共施設の維持及び整備並びに市が管理する水路、道路及び公園の設置、維持及び整備に要する費用に充てるため」を目的としており、当該寄付金については、このうち「公園等の緑地の整備に要する費用」として活用する予定です。

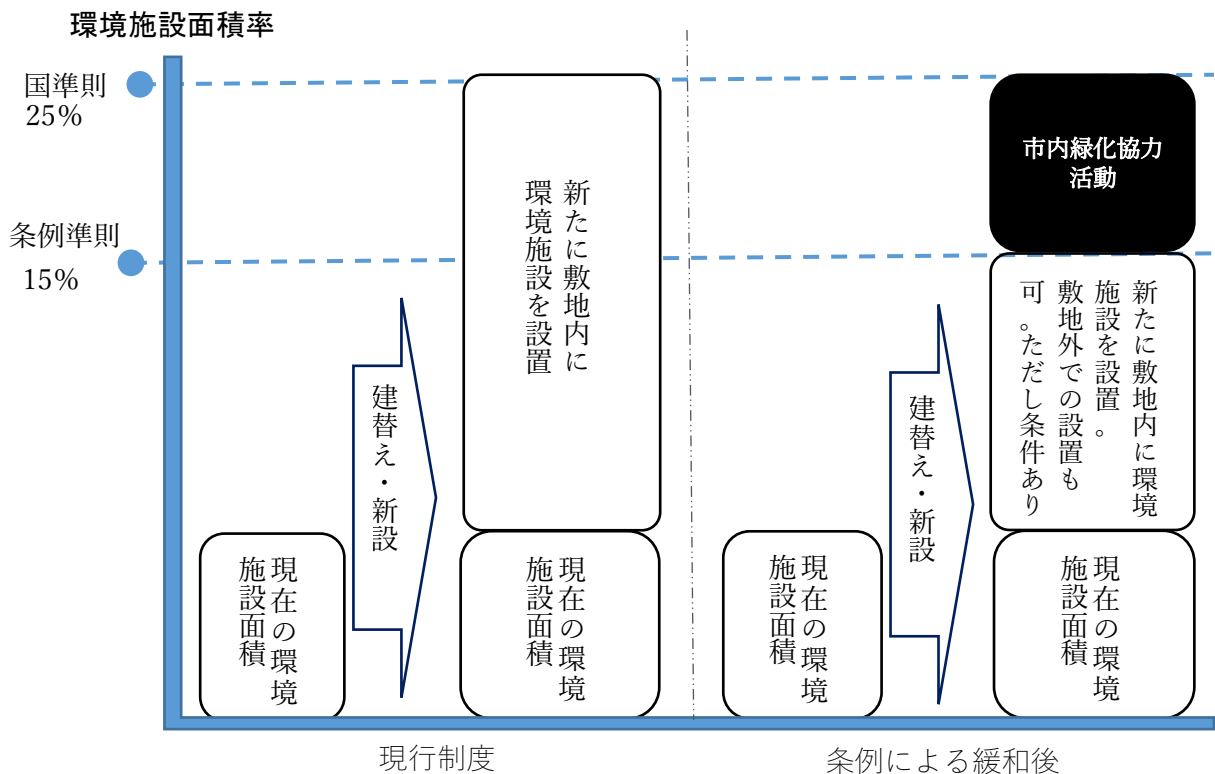
・「企業版ふるさと納税制度」の活用

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行った場合に法人関係税から税額控除する仕組みです。ただし、本市に寄付を行う場合に限りです。また、本市に本社が所在する場合は、本制度の対象外となります。

○寄付額の算出方法

生産施設の建替え・新設にあたって、当該届出に係る工事等完了後に設置される当該工場等の環境施設面積と、国準則（25％）で算定した環境施設面積を比較し、不足している環境施設の面積に、当該変更届出により増加等した生産施設面積の全敷地面積に対する割合を乗じて求められる面積1㎡あたりに3,000円を乗じた金額を下限額とする。

【参考】条例による緩和措置後の環境施設等の設置イメージ（準工業地域の場合）



6. 敷地外緑地等の適用に係る基準の制定

工場立地法運用例規集に規定する「敷地外緑地等」を適用する場合、当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与されるものであるかを判断するため、市町村が事前に基準を定めておく必要があります。

本条例の制定にあわせ、別途、敷地外緑地等の基準を以下のように定めることを予定しています。

【基準】①～③を全て満たす場合適用可。

- ①当該敷地外緑地等により、実質的に緑地等に係る準則が満たされること。
- ②当該敷地外緑地等が、本件認定に係る当該工場等の変更に際し新たに整備されるものであり、かつ、当該工場等の設置者が設置及び維持管理にかかる費用を負担すること。
- ③当該敷地外緑地等の整備が、次のいずれかに該当することにより、工場等周辺地域の生活環境の保持に寄与すると認められるものであること。
 - ア 広く市民に公開される緑地等であって、散策等により一般利用に供されるもの
 - イ 一般の用に供される道路に接する緑地等であって一般市民の視点から緑地景観の向上に寄与するもの
 - ウ その他市長が住環境との調和に資するものとして特に認めるもの

7. 用語の定義

○緑地

樹木が生育する区画された土地（樹木地、低木地、芝生地、花壇等）又は建築物の

屋上等（樹木、低木、芝生、花壇等で覆われた建築物の屋上等）

○環境施設

緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの（緑地、噴水、屋内外運動施設、広場等）

○重複緑地

生産施設等と重複する緑地

例：緑化駐車場、パイプラインの下の緑地、建物の屋上緑化施設

○緑地面積率

敷地面積に対する緑地の面積の割合

○環境施設面積率

敷地面積に対する環境施設の面積の割合

○重複緑地面積率

緑地面積に算入できる重複緑地の面積の割合

例：工場の敷地面積10,000㎡、緑地面積率10%、重複緑地算入率50%の場合
500㎡（=10,000㎡×10%×50%） 500㎡まで緑地面積に算入可能

○準則条例

工場立地法に基づき自治体が制定する条例

8. 今後のスケジュールについて

パブリックコメントの結果を踏まえ、最終の条例案を令和4年6月定例議会に提案する予定です。